

令和8年熊本地震により被災された児童生徒に対する入学支度金支給要領

(通則)

第1条 令和8年熊本地震（以下「熊本地震」という。）で被災した児童生徒に対する入学支度金（以下「支度金」という。）の支給については、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 この支度金は、熊本地震で被災し、保護者を亡くすなどした児童生徒に対して支度金を支給し、就学を支援することを目的とする。

(対象者)

第3条 支度金の給付の対象となる者は、熊本地震で被災し、父母等保護者が死亡したこと等(※1)により本県内に避難し、令和8年度中に本県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等(※2)に入学、転入学又は編入学（以下「入学等」という。）し、又はしようとする児童生徒であって、継続して1ヶ月以上居住することが見込まれる者とする。

※1 死亡したこと等

当該地震を原因として、父母等保護者が死亡、行方不明又は著しい後遺障がい有することとなった場合その他これらに準ずるものとして知事が認めた場合をいう。

※2 高等学校等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。

(支給額)

第4条 支度金の支給額は、次の区分によるものとする。

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校（小学部・中学部）に入学等し、又はしようとする児童生徒一人当たり10万円
- (2) 高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程）に入学等し、又はしようとする生徒一人当たり20万円

(支度金の申立)

第5条 支度金の申立は次のとおりとする。

- (1) 各学校長は、第3条に該当する児童生徒が見込まれ、本人又は保護者が支給を希望する場合は、本人又は保護者からの聞き取りにより申立書（別紙）の本人調書欄を作成する。
- (2) 本人又は保護者は、前号により作成した支給調書欄に誤りがないことを確認し、申立書を学校長に提出する。
- (3) 前号の申立書の提出を受けた学校長は、添付書類を確認の上、速やかに鳥取県教育委員会へ送付する。
- (4) 申立期限は令和9年3月31日とし、同日までに鳥取県教育委員会に到達したものを支給対象とする。

(支給の決定)

第6条 鳥取県教育委員会は、前条により提出された申立書を受け、第3条に該当する者と認めた場合は、支度金の支給を決定する。

(事務)

第7条 支度金の支給に係る事務は、人権教育課育英奨学室が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、支度金の支給について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要領は、令和8年7月31日から施行する。